

由仁町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月28日

由仁町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

由仁町においては、農業者の高齢化や後継者不足による離農が加速し、農家戸数は減少傾向にあり、今後、遊休農地の発生が懸念されることから、遊休農地の発生防止に努めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進を推進していく必要がある。

以上のような観点から、本町の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員が担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一層進んでいくよう、法第7条第1項に基づき、由仁町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	5,850ha	0ha	0%
目 標 (令和8年3月)	5,850ha	0ha	0%

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の有効利用を図るため、利用状況調査を実施する。なお、利用状況調

査の時期にかかわらず、日常的に農地パトロールを実施し、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に努める。

- ② 利用状況調査・利用意向調査等を通じた農地所有者に対する指導・説明や相談活動を実施する。
- ③ 町、農協等の関係機関と連携して情報交換を行い、遊休農地の発生防止に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	5,850ha	5,651ha	96.6%
目 標 (令和8年3月)	5,850ha	5,666ha	96.9%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の流動化を促進する。
- ② 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権等の設定を推進する。
- ③ 農業者に対する農地流動化の意向の把握を行い、農用地の利用の集積・集約化に向け合意形成を図る。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和5年3月)	0 経営体/年 (0ha/年)
目 標 (令和8年3月)	1 経営体/年 (1ha/年)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 町、農協等の関係機関が連携し、就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組む。
- ② 新規就農フェア等への積極的な参加等、新規就農希望者の情報収集に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。